

原子力発電所事故被害者救済支援センターの 弁護士費用の例

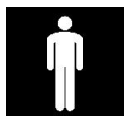
(いずれも、個人の方が、原子力発電所事故被害者救済支援センターから紹介された弁護士に、東京電力との直接交渉あるいは紛争解決センターへの申立を委任した場合です)

弁護士費用の目安

実費 : 1人あたり10,000円
 着手金 : 1人あたり37,800円(消費税込)。同一世帯のお2人以上の方が委任する場合、1世帯あたり48,600円(消費税込)。
 法テラスの震災代理援助を利用できる場合、実費、着手金は事件終了時まで償還を猶予されます。
 報酬金 : 原則として2.16%(消費税込)
 中間指針の範囲外の損害にかかる賠償を得た等特段の功績がある場合に最大で3.24%(書面、電話のみの交渉の場合、消費税込)あるいは4.32%(面談、出頭等による交渉の場合、消費税込)

弁護士費用の事例

ケース1: 個人の方が1人で委任し、東京電力から中間指針に沿った金額として200万円の支払を受けた場合



実費	¥	10,000
着手金	¥	37,800
報酬金	¥	43,200
(原則どおり2.16%)		
合計	¥	91,000

ケース3: 同一世帯のご家族4人で委任し、東京電力から中間指針を大きく超える金額として1000万円の支払を受けた場合



実費	¥	40,000
着手金	¥	48,600
報酬金	¥	432,000
(特段の功績ありとして4.32%)		
合計	¥	520,600

ケース2: 同一世帯のご家族3人で委任し、東京電力から中間指針に沿った金額として500万円の支払を受けた場合



実費	¥	30,000
着手金	¥	48,600
報酬金	¥	108,000
(原則どおり2.16%)		
合計	¥	186,600

ケース4: 個人事業主の方が委任し、東京電力から中間指針に沿った金額として5000万円の支払を受けた場合



実費	¥	10,000
着手金	¥	37,800
報酬金	¥	1,080,000
(原則どおり2.16%)		
合計	¥	1,127,800

以上はあくまでも目安及び事例であり、実際の弁護士費用は事案に応じて法テラスにより決定され、あるいは各弁護士との間で決めていただくことになります。また、センターから紹介された弁護士であっても、弁護団による集団申立等を委任するような場合、弁護団において独自の報酬基準を定めていることもあります。詳しくは紹介された弁護士にご相談下さい。